

## 2. 窓口負担割合の見直しについて

### 1. 制度の概要

- (1) 県内の2割負担対象者数（国推計値を基に算定） ※実数は8月中頃判明  
一定以上の所得のある方（現役並み所得者（3割負担）を除く）  
※ 対象者数：約3.3万人（被保険者 約17.8万人の 約18.6%）  
（参考）3割負担対象者数：約1万人（約5.7%）

### (2) 所得基準（政令）

75歳以上の方<sup>※1</sup>の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定

同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる方で、かつ、「年金収入+その他の合計所得金額<sup>※2</sup>」が下記に該当する方

- ① 被保険者が1人の世帯 200万円以上
- ② 被保険者が2人以上の世帯 320万円以上

※1：65～74歳で一定の障害があると広域連合が認定した者を含む。

※2：公的年金等の収入金額以外の収入金額（事業収入や給与収入等）から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額を合計したもの

### (3) 施行日

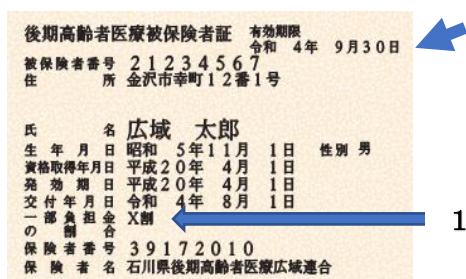
令和4年10月1日

## 2. 被保険者証の2回交付（令和4年度のみ）

7月の年次更新時に2割負担対象者の判定ができないことから、令和4年度は、被保険者全員に対し「7月（年次更新）」と「9月（施行日前）」の2回送付する。

1回目・7月送付（だいたい色）

2回目・9月送付（緑色）



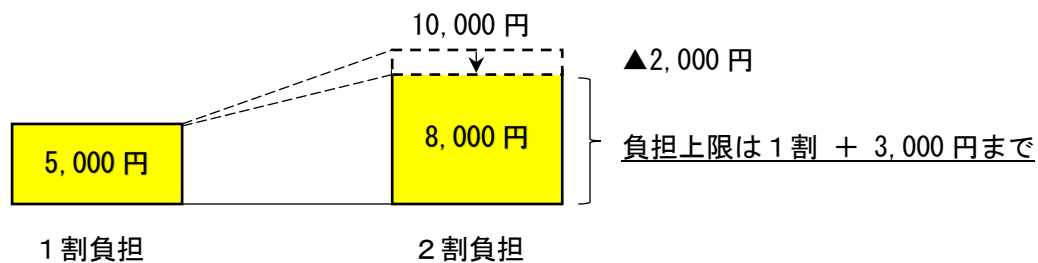
有効期間：令和4年8月1日～9月30日

令和4年10月1日～令和5年7月31日

### 3. 配慮措置と口座登録の事前勧奨（2割負担対象者）

- 2割負担変更による影響が大きい外来医療について、施行後3年間（R7.9.30まで）、1か月分の1割負担の場合と比べた負担増を、最大でも3,000円に収まるような配慮措置を導入（3,000円を超えた分を後日被保険者に払い戻す等）

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合  
 窓口負担 1割 のとき 5,000円 ①  
           2割 のとき 10,000円 ②  
 負担増（②－①） 5,000円  
 ただし、配慮措置により  
 5,000円 － 3,000円（負担増上限）＝ 2,000円（払い戻し等）



2,000円は高額療養費として登録口座に振込（同一医療機関の場合は窓口で支払い不要）

- 対象者のうち高額療養費の口座登録がない被保険者に対して、2回目の保険証交付時に「支給申請書兼口座登録用紙」を同封

・対象予定数：約1.2万人（2割対象者3.3万人の約35%）

### 4. 周知・広報について

今回の改正は高齢者の方にご負担いただく改正であることから、施行に当たっては、国が示す広報活動（国作成のポスター、リーフレットの活用等）を踏まえ、高齢者をはじめとする皆様に、丁寧な周知・広報を実施する。

（被保険者向け）

- 保険証送付時（7月、9月）にリーフレット等を同封し、個別に周知・広報
- 高齢者が集う介護施設（約2,200）等に、ポスターを配布（8月）
- 新聞広報（7/14朝刊）や広域連合・市町のホームページ・広報等により、制度改正等を周知（随時）

（関係機関向け）

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体に周知を依頼するほか（7月）、個々の医療機関（約2,000）あてに、ポスター及びリーフレットを送付（8月）
- 懇話会委員所属団体にポスター、リーフレットを送付及び周知を依頼（7月）